

## [参考資料]

バリアフリー法基準の改正を踏まえた  
福祉のまちづくり条例基準の改正の考え方とその内容

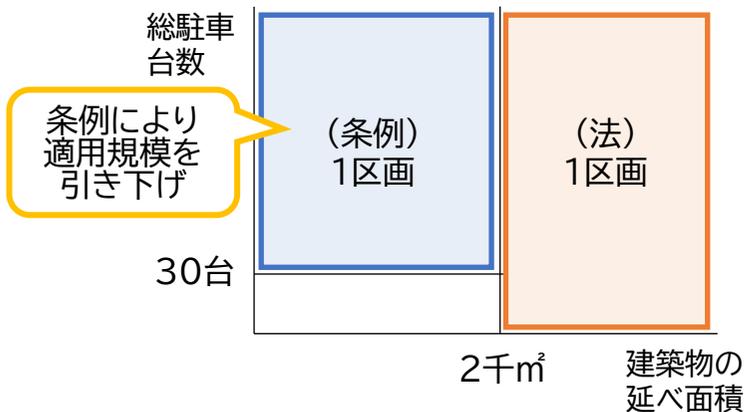
# 福祉のまちづくり条例基準の改正の考え方

- 今般のバリアフリー法の移動等円滑化基準の改正では、車椅子利用者用便房や車椅子利用者用駐車施設などの設置に関する基準の考え方が「**建築物に1以上の整備**」から「**規模に応じて複数整備**」という考え方に移行した。
- 法基準の改正を踏まえて、条例における①**不特定多数利用便所**(一般用トイレ)、②**車椅子利用者利用便房**、③**トイレに設ける乳幼児設備**(おむつ交換台等)、④**オストメイト設備**、⑤**車椅子利用者利用駐車施設**、⑥**劇場等の車椅子利用者利用区画**(車椅子利用者用観覧スペース)に係る基準の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 今回の条例・施行規則改正の考え方のイメージ(例:車椅子利用者利用駐車施設の場合)

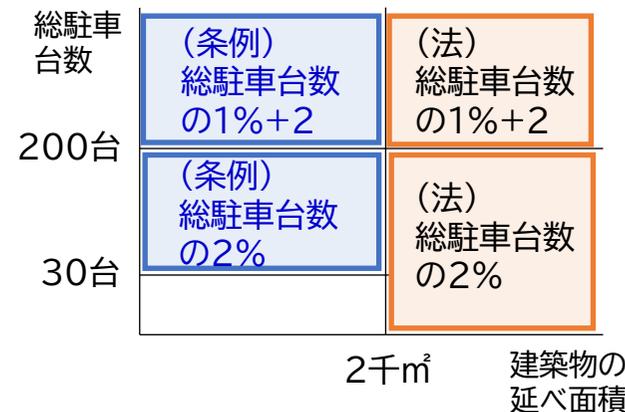
### 【現行】

- ・法は、延べ面積2千㎡以上の特別特定建築物について、1区画以上の設置を義務付け
- ・条例は、延べ面積2千㎡未満の特定施設についても、総駐車台数が30台以上の場合に1区画の設置を義務付け



### 【条例・規則改正(案)】(R7.6.1~)

- ・法基準が改正され、総駐車台数に応じて複数設けることを義務付け
- ・条例も法改正の趣旨に合わせ、延べ面積2千㎡未満の特定施設についても、総駐車台数に応じて設けるべき区画数を設定



# バリアフリー法基準・福祉のまちづくり条例基準の改正内容

		改正前		改正後	
		国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)	国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)
便所	不特定多数利用便所	✓基準なし	✓基準なし	【延べ面積2千㎡以上】 ✓各階に1以上	【延べ面積1千㎡以上】 ✓各階に1以上
	車椅子利用者利用便房	【延べ面積2千㎡以上】 ✓建物に1以上	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上	【延べ面積2千㎡以上】 ✓各階に1以上  (例外) ・小規模階(床面積1千㎡未満の階)については、その合計1千㎡につき1以上 ・大規模階(床面積1万㎡以上の階)については、2以上 等	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上 【延べ面積2千㎡以上】 ✓各階に1以上  (例外) ・小規模階(床面積1千㎡未満の階)については、その合計1千㎡につき1以上 ・大規模階(床面積1万㎡以上の階)については、2以上 等
	乳幼児設備	✓基準なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上	✓基準なし ※改正なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓建物に1以上 【延べ面積5千㎡以上※】 ✓建物に2以上 ※授乳室の設置が必要となる規模
	オストメイト設備	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上 【延べ面積1万㎡以上】 ✓通常型1以上	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上 ※改正なし	【延べ面積2千㎡以上】 ✓簡易型1以上 【延べ面積1万㎡以上】 ✓通常型1以上かつ合計2以上
駐車場	車椅子利用者利用駐車施設	【延べ面積2千㎡以上】 ✓1以上  ※機械式を認める	【延べ面積2千㎡以上又は駐車台数30以上】 ✓1以上  ※機械式を認めない (平面部に設ける)	【延べ面積2千㎡以上】 (駐車台数200以下) ✓2%以上[端数切上げ] (駐車台数200超) ✓1%+2以上[端数切上げ] ※機械式を認める	【延べ面積2千㎡以上又は駐車台数30以上】 (駐車台数200以下) ✓2%以上[端数切上げ] (駐車台数200超) ✓1%+2以上[端数切上げ] ※機械式を認める ただし、1区画は平面部に設ける

※基準適用規模(【 】で示す規模)は、学校、病院、劇場など代表的な用途の場合で記載しているため、本表と適用規模が異なる用途があります。

# バリアフリー法基準・福祉のまちづくり条例基準の改正内容

			改正前		改正後	
			国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)	国(バリアフリー法)	県(福祉のまちづくり条例)
劇場等の客席	車椅子利用者利用区画(観覧スペース)	設置基準	✓基準なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓1以上	【延べ面積2千㎡以上】 (400席以下) ✓2以上 (400席超) ✓0.5%以上[端数切上げ]	【延べ面積1千㎡以上】 (400席以下) ✓2以上 (400席超) ✓0.5%以上[端数切上げ]
		技術基準	✓基準なし	【延べ面積1千㎡以上】 ✓1,400mm×900mm以上の空間 ✓出入口付近に設ける  ✓集団補聴設備等を整備 ※ハード対応に限る	【延べ面積2千㎡以上】 ✓1,350mm×900mm以上の空間 ✓入口～区画までを移動等円滑化経路とする	【延べ面積1千㎡以上】 ✓1,400mm×900mm以上の空間 ✓出入口付近に設ける(削除) ※サイトライ等も踏まえた設置自由度の向上を図るため ※移動・避難上の安全は、バリアフリー法基準で担保できる ✓集団補聴設備等を整備 ※ソフト対応も可
ホテル等の客室	車椅子利用者利用客室	新築、増築、改築、移転、用途変更	【延べ面積2千㎡以上かつ客室総数50以上】 ✓客室総数の1%以上[端数切上げ] (H30改正以前は1以上)	【客室総数50以上】 ✓1以上  ※国の基準≧県の基準のため、左欄が適用	【延べ面積2千㎡以上かつ客室総数50以上】 ✓客室総数の1%以上[端数切上げ] ※改正なし	【客室総数50以上】  ✓客室総数の1%以上[端数切上げ] ※適用基準の変更なし
		大規模な修繕、大規模な模様替え	✓基準なし	【客室総数50以上】 ✓1以上	✓基準なし ※改正なし	【客室総数50以上】 ✓客室総数の1%以上